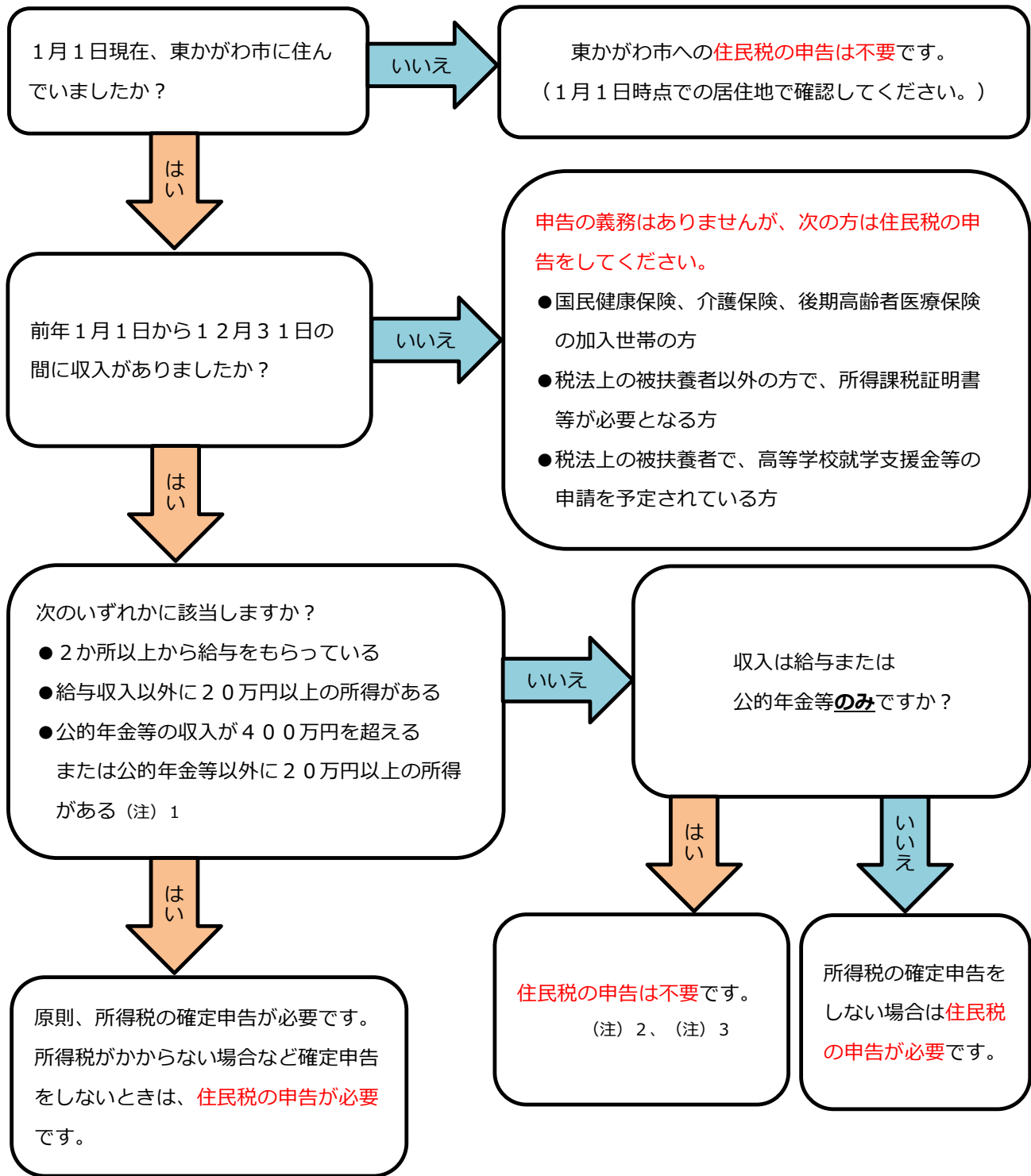


## ★住民税の申告が必要か確かめてみましょう★



### (注) 1 公的年金等にかかる確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の方については、平成23年分以降の所得税の確定申告が不要になりました。ただし、公的年金等以外の所得がある場合は、住民税の申告が必要です。

(注) 2 「公的年金等にかかる確定申告不要制度」対象者の方で、住民税で各種控除の適用を受ける方は住民税の申告が必要です。

(注) 3 給与を1か所からのみもらっている方でも、勤務先で年末調整を受けていない場合は、所得税の確定申告または住民税の申告が必要な場合があります。